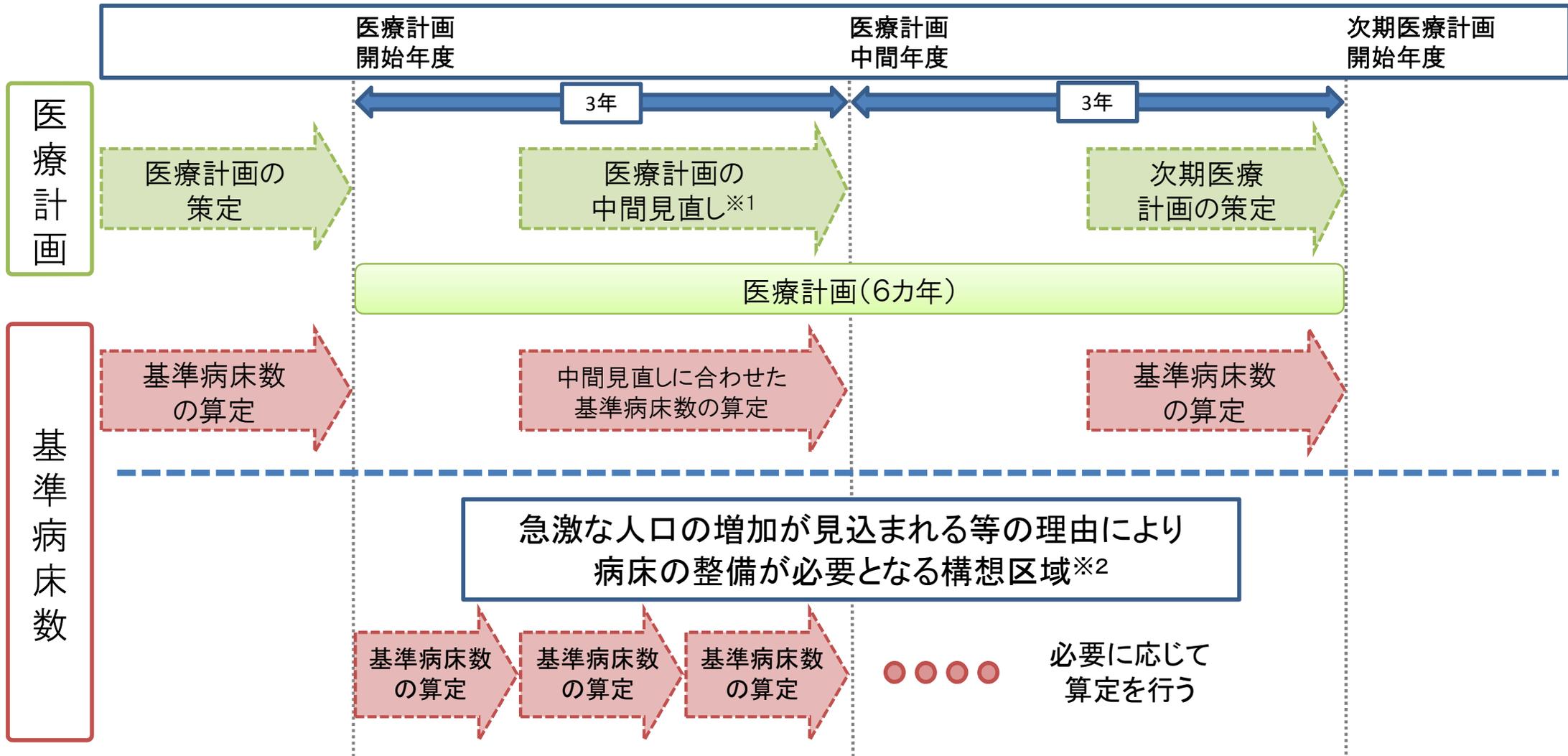


医療計画の計画期間における基準病床数の算定等について



※1 医療法第30条の6 都道府県は、3年ごとに第30条の4第2項第6号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの(次項において「居宅等医療等事項」という。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第30条の4第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項

二 医療計画に第30条の4第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

※2 既存病床数が基準病床数を上回り(病床過剰地域)、かつ病床の必要量が基準病床数を上回る、という状況が想定される構想区域。